

宮代町告示第173号

指定管理者の指定に関する告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定をしたので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成27年12月15日

宮代町長 榎本和男

1 指定をした日

平成27年12月9日

2 指定をした理由

ICタグや自動貸出機の導入、壁紙の張替や閲覧席の改修など、第1期5年間で行ってきたサービス向上への取組みは実績として十分である。

また、次期5年間についても、学校図書室とのオンライン化や地域の人材との連携など、図書館ビジョンに基づき、さらなるサービス向上につながる具体的な提案であった。

3 管理を行わせる公の施設の名称

宮代町立図書館

4 指定を受けた団体

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 石井 昭

5 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで